

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【A 委員】

表 題	伊達市民憲章
はじめに	※資料「市民憲章」のポイントから ○市民憲章は、市民が自分のまちをよくするために「自分にできること」を具体的に自覚し、それをできる範囲で気持ちよく実行しようとする姿勢を育むもの。○市民参加のまちづくりの総合的な根拠になり続けるもの。 ○本文は目で読むものでなく、声に出して唱えるもの○その時々「自分ができのよいこと」を気持ちよく自覚できるもの。○簡潔で親しみやすく、行動に結びつけることができるもの。○自由で多様な想像や解釈が可能で、個々が実践につながるもの。○伊達市の個性が盛り込まれているもの。 ※私見 ○人が「いきいきと生きる」とか「生きがいを持つ」とかは、 ・人のために役立っているという自覚 ・お互いに学び合い認め合う環境 ・励まし合い、向上心や高い志を育むこと等にあるのではないか ○また、未来を拓くことは ・課題意識、発想、創造性、自主性、新たな空間認識等から生まれるのではないか。 これらのことから、市民憲章は、ひとりひとりの心に響くものであると言えるのではないか 以上のことから、以下の市民憲章（案）を考えた。また表現は、今後のことを考慮して特に若い人たちの感性に訴えるように工夫した。
前 文	みどりに包まれ、地味豊かな大地、歴史と伝統に育まれ人情味あふれる美しいまち伊達市。 この平和な地に 2011 年 3 月 11 日東日本大震災が襲い、東京電力福島第一原子力発電所事故で放射性物質が大量に拡散され、歴史に残る大災害となった。しかし市民一丸となり、英知を結集し難関を乗り越えようとしてきた。その際、若い力と創造する力が大きな支えとなった。困難を克服し、共に生きる喜びを分かち合うのは、協働の精神、創造力、積極性や高い志にあったと言える。この力を力として、未来を切り拓く市民憲章をここに制定します。
本 文	○守りましょう、美しいまちを。 ○育てましょう、豊かな心を。 ○みがききましょう、創造する力を。 ○つなぎましょう、協働の心を。 ○めざしましょう、生き生きとしたまちを。

上記私案の説明

(前文)

伊達市の自然、歴史文化、伝統を尊重し、産業の発展を期待し、ここに住む人々の温かい人情味を大切にしていきたい。

原発事故にかかわる今も続く困難の数々に、解決に向けて立ち向かう強い意志と協働の精神、創造する心を育みたい。

そして未来を志向する若い力と市民の結束を期待したい。

(本文)

- 豊かな自然環境を尊びそだてる心を育みたい。
- 相手の立場を思いやる優しさを育みたい。
- 互いにみがき合い創造する力を育みたい。
- 手をつなぎ、共に働く精神を育みたい。
- 強い意志で未来に生きる、魅力あるまちを目指したい。

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【B委員】

表 題	伊達市民憲章
前 文	わたくしたちは、より豊かで住み良い伊達市の継承と発展を目ざし、この市民憲章を定めます
本 文	一 先人が大切に継承してきた歴史ある良き伝統と文化を心合わせて大切に守り育てます。 一 一人ひとりが、大切にされているという実感を感得できるふるさとを守りつなぎます。 一 清き豊かな自然環境に親しく集い憩う場を創造し大切に守りつなぎます。

上記私案の説明

（前文）

継承されてきた素晴らしい歴史と自然環境に恵まれた伊達市である。わたくしたちは、先人の思いを大切にみんなでより住みよいまちづくりに努める義務を負う

（本文）

第1条は、古きよき歴史を伝える伝統と文化を大切に継承することを述べています。

第2条は、市民の温かな強い絆を大切に年齢の垣根を超えて繋がっていくことを述べています。

第3条は、恵まれた美しい自然環境を後世に譲り渡す任を果たす役割を述べています。

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【C委員】

表 題	
前 文	私たちは水清く、緑深い自然と共に過ごしています。この豊かな自然環境と安全・安心で快適な暮らしを守っていきたいです。市民が心身共に健やかに、うるおいのある生活が出来ることが願いです。
本 文	1) 健幸で明るく暮らせるまちをつくりましょう。 2) 安全・安心を与え、市民が支えあうまちをつくりましょう。 3) 市民が生きがいをもって暮らせるまちをつくりましょう

上記私案の説明

3. 上記私案の説明

- 1) 伊達市は、健幸都市づくりを宣言すると共に、健幸都市づくりに励む他市町村と連絡協議会に加盟して健康づくり＝幸せづくりを推進しております。伊達市まちづくり重点課題4との整合性を求めました。
- 2) 伊達市は、市民、NPO、企業等による「共助の精神」で活動する「新しい公民」の担い手の育成と自治活動による協働を推進しております。同じく 重点課題1と2との整合性を含めました。
- 3) 伊達市の基本構想「健幸と個性が創る活力と希望にあふれる故郷」や重点課題3と5の「快適でうるおいのある生活空間の創出」と「健やかな育ちを支える社会の実現」を一つにまとめました。

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【D委員】

私たちは自然豊かで果物の実り多き伊達市の心暖かい市民です。生涯を通じてこの街で過ごし、市民らとともに自分らしさを保ちながら、伊達な暮らしを続け、この伊達市が素朴で人情味あふれた活気ある街として発展するために、ここに市民憲章を定めます。

- 1 団結しましょう！ まちがあらゆる苦難から立ち直るために。
- 1 手をつなぎあいましょう！ とともに助け合い、人を育むために。
- 1 幸せになりましょう！ 市民ころ一つに家族として。
- 1 みんなで考えましょう！ 自然あふれる伊達市の発展を。
- 1 健康になりましょう！ 一人ひとりの頑張りとお励まし合いで。
- 1 将来に残しましょう！ 希望に満ちた伊達市を。

上記私案の説明

前文 伊達市の郷土の特徴と市民の気質を述べ、最期まで自分らしく郷土の中で生涯を送る地域包括ケアの概念と伊達市の未来を表現しました。

本文 地域包括ケアとは現在は高齢者ケアの手段ととらえられていますが、究極的にはこの世に命を授かってから永遠の眠りに至るまで全世代にわたり人とまちを地域で育て、見守っていくシステムです。地域包括ケアにおける自助、互助、共助、公助の概念を本文に込めました。箇条書きの先頭だけを音読みすると「だて（し）しみんけんしょう」と読めます。語呂合わせになるので覚えやすいでしょう。また、述語を先にもってくることで強調された特徴ある文章になっています。

第一条 公助などです。震災や集中豪雨、猛暑などの自然災害の防災防犯、行政経営などの諸問題に対して絆を強くして協働で解決していく心構えをもちましょう。

第二条 共助です。現代生活で希薄になりがちな近所付き合いをもう一度見直して、助け合いの精神を共有し、こころ優しい子供たちをまち全体で育てましょう。

第三条 互助です。こころ豊かで幸せな生活は人生の目的となります。家族の和が大切ですが、遠く離れていても家族で支え合うことが大切です。独居の方は地域を一つの家族と考えていきましょう。

第四条 創意工夫でふるさと復興が実現できます。自然を大切にして自然と調和した都会生活では味わえない情感をもとに、働く若い世代が増えるような地域が輝くまちづくりのために市民がみんなで知恵を出し合いましょう。

第五条 自助です。脳血管障害、心筋梗塞の罹患率が福島県は全国1、2位であることは意外と知られていません。一人一人が生活習慣病について考え、励まし合って地域で取り組むことで克服できます。増え続ける認知症も半数は生活習慣病が原因です。今後、認知症を予防するためにも頑張っていきましょう。

第六条 希望に満ちた輝かしい伊達市を引き継いでもらうために行動しましょう。

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【E委員】

表 題	〈伊達市民憲章〉だて の だて な ちかい
前 文	きれいな水と まぶしい緑 あふれる笑顔と やさしい思いやり 伊達市は わたしたちの 自慢のふるさと その魅力を もっともっと輝かせたい
本 文	まもりましょう うつくしい自然 きずきましよう ゆたかな文化 はぐくみましよう あたたかな人情 こころがけましよう すこやかな生活 つなぎましよう たしかな信頼

上記私案の説明

かつての市民憲章は、その多くが〈文章が長く漢字が多い〉という共通の特徴を持っています。憲章と銘打つことから自然に肩に力が入り、必要なことを漏れなく言い尽くそうとした結果、長文で漢字が多くなったものと思われます。

最近の市民憲章は、その逆です。キャッチコピーが世にあふれる時代を反映し、漢字の多い長文は嫌われています。凝縮した短いフレーズだからこそ思いが伝わる、という感覚で市民憲章が作られています。

昨今のもうひとつの傾向として、平易化があります。以前の市民憲章が〈格調の高いもの〉を目指していたのに対し、現今は〈分かりやすいもの〉にシフトしています。つまり、子どもも含めて誰でもわかる、という前提で作られています。

伊達市の市民憲章も、現今の傾向に従うのがベストの選択ではないでしょうか。

つまり、①短いこと、②漢字が少ないこと、③わかりやすいこと。この三点をポイントに作成するのが望ましいと考えます。

その上で、市民憲章に欠かせない、①自然と環境、②文化と教育、③人情と親切、④健康と労働、⑤規律と安全、という五つに言及します。

近年の市民憲章は、読んだ時の語感にもこだわっています。短いフレーズでテンポがよければ、おのずといいリズムで読める親しみ深い市民憲章になるからです。

以上を勘案して、上記の市民憲章案を作りました。

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【F 委員】

表 題	伊達市民憲章
前 文	伊達市に生活するすべての人が 過去に学び 現在（いま）を生きるため 市民としての義務と責任を果たし 住みよいまちをつくります
本 文	あいさつをかわし 声をかけあい 人と人とのつながりを大切にするまち 自然や文化を大切にし 伊達（ここ）に生きることを喜びとし 生きがいを持てるまち 赤ちゃんからお年寄りまで 女も男も みんなが安心してくらせるまち

上記私案の説明

--

市民憲章検討委員会 市民憲章（私案）について

【G委員】

表 題	
前 文	わたくしたちは、自然と産業が調和した伊達市に誇りを持ち、歴史と伝統を受け継ぎ、大震災を一つの転機として、地域も人もともに輝き、心豊かに暮らせるまちをめざして、この市民憲章を定めます。
本 文	(本文) 1 ふるさとの自然や歴史を愛し、豊かな心を育むまちをつくります。 1 スポーツや芸術に親しみ、健康で活力のあるまちをつくります。 1 地域の個性を伸ばし、安心して暮らせる明るいまちをつくります。 1 教養を高め読書に親しみ、教育と文化を充実させるまちをつくります。 1 世界と未来に目をひらき、創造的な人が育つまちをつくります。

上記私案の説明

- (1) 前文の「大震災を…」は挿入するかどうか判断に迷うところですが、大震災と原発事故は私達のこれまでの社会や経済、あるいは生活のありようを根本から大きく変える重要な契機となるものであり、そのことを伊達市の将来構想の中でどのように前向きに捉えていくかが、いま問われているように思われます。その意味で、あえて入れてみました。
- (2) 本文の第1条は、ふるさとへの愛着と思いやり・支え合う社会づくりの実現に向けてです。
- (3) 第2条は、身体的にも精神的にも健康な生活と生き甲斐のある生活への期待です。
- (4) 第3条は、各地域の特徴や個性を生かし、風評被害を払拭し、互いに見守り合いながら、安心して暮らせる共同体づくりへの思いです。
- (5) 第4条は、高齢者までも視野に入れた生涯学習のあり方と、教育・文化を尊重し、その内実を高めあう社会づくりをめざすものです。
- (6) 第5条は、広い視野に立って積極的に行動・実践し、地域を活性化できる創造的な人材育成への期待を込めたものです。